

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第7号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項総務部市民税課中「個人市民税担当」を「個人市民税第1担当 個人市民税第2担当」に改め、同項街づくり計画部渋谷土地区画整理事務所事業管理課中「換地・開発事業担当」を削る。

第4条文化スポーツ部スポーツ課第2号中「引地台野球場」を「大和スタジアム」に、「及びゆとりの森芝生グラウンド」を「、ゆとりの森芝生グラウンド、ゆとりの森テニスコート及びゆとりの森中規模多目的スポーツ広場」に改め、同条街づくり計画部街づくり総務課第10号中「及び研究」を「、研究及び推進」に改め、同部建築指導課第16号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同部渋谷土地区画整理事務所事業管理課中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条都市施設部土木管理課に次の1号を加える。

(35) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく雨水浸透阻害行為の許認可に関すること。

第8条第2項第2号中「引地川公園ゆとりの森」を「大和ゆとりの森」に改める。

第17条第1項診療部中「整形外科」の次に「^{くう}歯科口腔外科」を加え、同条第2項地域医療連携室地域医療連携科に次の1号を加える。

(3) 地域がん診療連携拠点病院に関すること。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条都市施設部土木管理課に1号を加える改正規定は、同年6月1日から、同条文化スポーツ部スポーツ課第2号の改正規定（「及びゆとりの森芝生グラウンド」を「、ゆとりの森芝生グラウンド、ゆとりの森テニスコート及び中規模多目的スポーツ広場」に改める部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。